

令和元年 10 月 17 日

神奈川県医療従事者健康保険組合

## 災害救助法の適用地域に係る一部負担金等の免除措置について

### (1) 一部負担金が免除される期間

令和元年 10 月 12 日より

### (2) 手続き方法

「一部負担金免除申請書」に「罹災証明書」(写)を添付して、当組合に送付してください。「健康保険一部負担金等の免除証明書」を当組合からお送りします。この「健康保険一部負担金等の免除証明書」を医療機関等の窓口に提示することで一部負担金等が免除されます。

### (3) 免除対象者にもかかわらず一部負担金を支払っている場合について

一部負担金の免除対象者にもかかわらず医療機関等で一部負担金を支払ってしまった場合は、「健康保険一部負担金等還付申請書」に医療機関等が発行した領収書(原本)を添付して、当組合にお送りください。後日、当組合より一部負担金を還付いたします。

なお、一部負担金の還付は、医療機関等から健康保険組合負担分の請求があってから処理いたしますので、還付までに時間がかかる場合があります。